

# 越冬闘争総括報告集

共編

全国日雇労働組合協議会・山谷争議団  
山谷と新宿をつらぬく反失業闘争実行委員会(準備会)

二拠点・二大闘争方針で闘つた越冬闘争

新宿西口ダンボール村強制撤去阻止闘争と  
刑務所飯場・正田建設争議



山谷  
1995-96越冬  
新宿



# はじめに

野垂れ死の死刑執行人としての福祉＝労働政策を補完する縮小再生産の果ての最終処理機構としてのその姿をあぶり出すなかで、就労と労働の問題は改めて浮き彫りにされる。

福祉行政との闘いを主要な闘争環にしてきたわれわれの反失業闘争につねに問われていたのは、一人一人の労働者の現実に内包される怒りとエネルギーからいかに共同の闘争をつくり出し、労働・福祉行政一体の棄民化政策、資本の支配、そこに寄生する暴力団のむき出しの暴力をうちやぶれるのかの運動実践だった。ここにいかに労働者自身が団結し肉薄しうるか。今越冬期を前にして、上野での人民バトロールの長期的な取り組みと新宿の野宿労働者の組織化を基盤に神山総業・鴻池組争議と正田建設争議のふたつの労働争議としてこの実践に踏み込んだ。

新宿では「動く歩道」建設を口実としたダンボール村強制撤去・野宿者排除を阻止し計画の阻止が、秋以降最大の課題として焦点化していた。「動く歩道」着工阻止と超ケタオチ飯場正田建設争議 このふたつが今越冬期の二大闘争方針だった。

ふたつの闘争方針を、山谷・新宿の二ヵ所を拠点として両者の共同闘争によつて貫徹する。野宿労働者の急激な増大に突き動かされて、われわれは寄せ場・日雇の枠組みを越える運動実践に踏み出した。そのことは、逆に下層民衆の広大な広がりのなかに「寄せ場」がどう位置づけられるのか、どう結合していくのかという課題も突きつけている。山谷・新宿「二拠点越冬」は、二つの現場をカバーするための機能的・技術的なものではなく、現在のわれわれの基本的姿勢だ。新宿の闘いは一・二四強制撤去への抵抗戦として爆発し、十名の被逮捕者(うち三名が起訴)を出しながら屈することなく闘いの次の段階を模索している。「二拠点・二大方針」をいかに闘つたか、このパンフレットで今越冬期の取り組みを報告する。

# 目次

## 2 神山総業・鴻池組争議

正田建設争議を準備した野宿労働者の共同闘争

## 4 山谷争議団「分裂」

山谷労働者福祉会館不法占拠下の越年闘争

## 6 「刑務所飯場」正田建設争議

大衆的結集での飯場押しかけ争議の復権

## 10 新宿「動く歩道」着工・強制撤去阻止闘争

一千名が動員された強制撤去と弾圧

## 14 野宿労働者急増の根柢

都内野宿労働者の現況／労務供給再編と棄民化政策／生活保護行政の役割

## 17 新宿闘争中間総括に向けて

「対象把握」と闘争中枢形成の問題／自生的団結に依拠した組織活動／全都的運動形成

## 20 資料

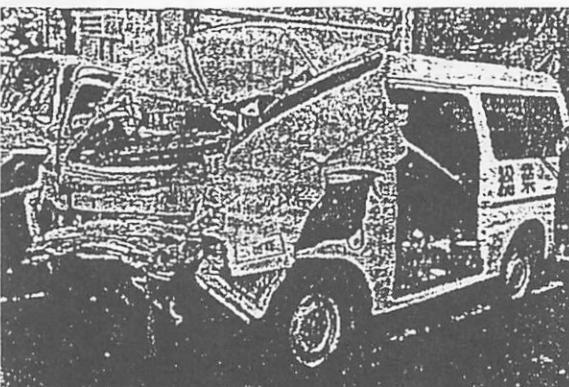
# 神山総業・鴻池組争議

正田建設争議を準備した野宿労働者の共同行動



10月6日団交 使用側4社を追及する山谷と新宿の労働者

事故で大破したマイクロバス(92年3月11日埼玉新聞)



九二年三月十日、埼玉県大宮市内の工夫出し業者神山総業の飯場から現場に向かう途中のマイクロバスがダンプと正面衝突の事故を起こし、乗っていた五人のうち四人が死亡、残る一人も意識不明・大腿骨粉碎骨折の重傷を負った。この事故

事故からただひとり生き残ったKさんは、保険金が支払われた事実も知られず、休業補償も受けることができなかつたため神山総業の飯場から通院するというかたちで治療を続けざるをえなかつた。鴻池と神山は当人に対する補償はサボりながら、病院に対する支払の手続きだけは行なつていたのである。

被災者がいるから補償しなければならないというのではなく、死者を出すほどの事故だったがために労働基準監督署への事故の届け

で、元請鴻池組は生存者Kさんに対する休業保障のを行なわなかつたうえ犠牲者の遺族に対する挨拶のひとつすらしておらず、一方神山総業はKさんに支払われた自動車保険金三百万円を横領・着服してい

た。

「現場内労災でなかつたため」  
「下請業者に労災処理を任せた」ことが「判断ミスだつた」という鴻池組の言い分は自ら犯した手続きの不備を糊塗しようとするものだが、逆にゼネコンの労働者軽視の体質を露呈している。現場労災と交通効率の扱いに差をつけるどういう根拠があるのか。労基署に現場安全管理を問題にされるのでなければ労災の事後処理をする理由はないといふことである。労働者を物としてしか扱わない体質のなかで、神山総

業の保険金ネコババはいわば当然のものとして行なわれたのだ。神山総業代表神山秀雄は「最初から自分の金だと考えていた」と告白している。

Kさんは通院中も飯場の賄い、掃除などにほぼ無賃で従事させられたあげく、神山が使い走りをさせようと呼びつけたときにはなかったという理由で「出ていけ」と怒鳴り散らされ、着のみ着のままで飯場から叩き出されたのだ。Kさんは痛む足を引きすりながら働かざるをえず、大宮駅からの手配で行つたのが神山に倍する超ケタオチ業者正田建設だった。

正田建設から脱出後、上野で野宿を強いられていたKさんと人民パートナーが出会ったことから神山トロールが出来たことになった。生活総業と鴻池組に対する争議が着手され、生活保護要求を軸に展開してきた反失業闘争は労働の領域へと大きく踏み出すことになった。生活保障をめぐる闘いと、失業そのものの闘い、蔓延するケタオチ強制に

抗する闘いの両面がはじめて揃い、運動はじめたのだ。生活・福祉領域の闘争が先行した野宿者への取り組みの延長上にのみありえた争議である。

神山・鴻池争議は九五年九月二日神山総業宿舎への押しかけ団交にはじまり、神山総業と鴻池組、中請の渡辺建設(宇都宮市・栃木県売上一位の建設会社)、松下工務店(大宮市・型枠築土工工事)との二度にわたる団体交渉として行なわれた。十月六日Kさんへの補償に関する確認書を交わし、十月二十日、四社による謝罪文をかちとつた。詐取された保険金、慰謝料などの精算は完了、Kさんの治療継続の保障もめどがつき、争議は勝利のうちに終了している。

Kさんは、飯場ではことあることに刺青を見せつけられ脅しつけられていたという神山に向かつて、「俺も昔は弱かった。なんでも『はい、はい』と従うばかりだつたけれど、野宿して地べタを這いつぶつて生きてきて、強くなつたんだ。一緒に闘ってくれる仲間もいる。おれたちは団結してるんだ。今じゃ、言わなきやならないことは言うんだ」と言いきつた。ありきたりのことばのように見えて、このなかに野宿労働者の共同闘争としての本争議の

めと三度めの団交には新宿からも労働者が合流し約五十人の陣容でのそんだ。それまで一年半の取り組みのなかでつくられてきた新宿の労働者の団結は、場所はちがつても野宿する仲間の共通の利害を闘い、同じ不利益を強いる敵に向かう闘争主体としての自覚を鮮明にして、正田建設争議と「動く歩道」阻止決戦に向けて深化されていくのである。

Kさんは、飯場ではことあることに刺青を見せつけられ脅しつけられていたという神山に向かつて、「俺も昔は弱かった。なんでも『はい、はい』と従うばかりだつたけれど、野宿して地べタを這いつぶつて生きてきて、強くなつたんだ。一緒に闘ってくれる仲間もいる。おれたちは団結してるんだ。今じゃ、言わなきやならないことは言うんだ」と言いきつた。ありきたりのことばのように見えて、このなかに野宿労働者の共同闘争としての本争議の

めと三度めの団交には新宿からも労働者が合流し約五十人の陣容でのそんだ。それまで一年半の取り組みのなかでつくられてきた新宿の労働者の団結は、場所はちがつても野宿する仲間の共通の利害を闘い、同じ不利益を強いる敵に向かう闘争主体としての自覚を鮮明にして、正田建設争議と「動く歩道」阻止決戦に向けて深化されていくのである。

活動家主体にとつては、これまで何年間かにわたって慣れきつてしまつた代行的、物取り主義的な争議形態、それゆえ大きな敵には向かえない状態から、大衆的に争議を組織する力量を回復する過程だった。本争議を経てはじめて、飯場押しきけ争議としては最高到達地平である正田建設争議が可能になつた。

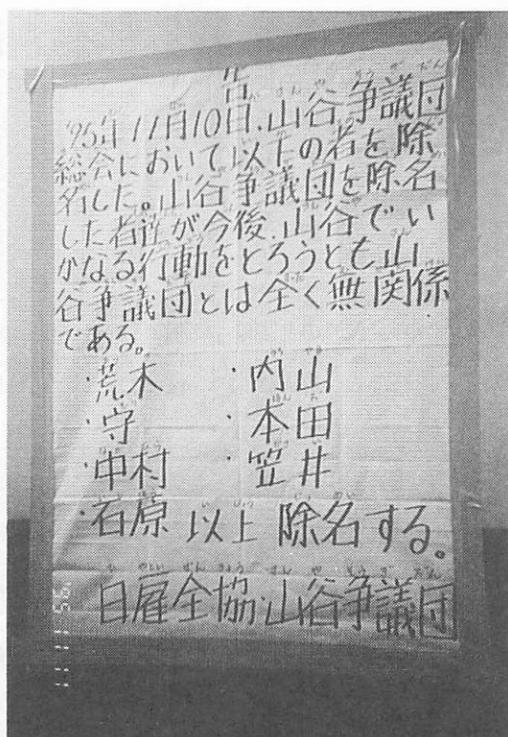
久しぶりの大がかりな争議のたまに、野宿して地べタを這いつぶつて生きてきて、強くなつたんだ。一緒に闘ってくれる仲間もいる。おれたちは団結してるんだ。今じゃ、言わなきやならないことは言うんだ」と言いきつた。ありきたりのことばのように見えて、このなかに野宿労働者の共同闘争としての本争議の地平のすべてが含まれている。ひと

# 山谷争議団「分裂」

山谷労働者福祉会館不法占拠下の越年闘争

十一月十日夜、山谷労働者福祉会館二階労働相談室で行なわれた山谷争議団の会議の場で、正規の争議団メンバー一人を含むグループが他の争議団メンバーを暴力的に排除し、翌日にかけて会館二階の労働相談室と多目的ホールのつけかえでロックアウトした。

翌日、会館内外に「告」として貼り紙が出された。そこでは争議団の「総会」なるものがデッヂ上げられ、前夜の会議にいなかつた二名を含め争議団員七名の争議団からの「除名」が宣言されている。一名が他の全員に除名を宣告したのである。十三日に山谷でまかれた彼らのビラでは、「除名」した七人を「全階級戦線から放逐していく」と宣言されている。分裂グループは数人の労働者を囲い込んで「新生争議団」を名



「総会」をデッヂあげて除名を宣告する分裂グループの貼り紙

乗つての分裂・敵対活動を開始した。

十二月四日、十一日に行なった正田建設争議の報告情宣に対しても、目や股間を狙つて集団で殴る蹴るという妨害行為がなされた。十二月十日、会館事務局員の佐々木牧師に

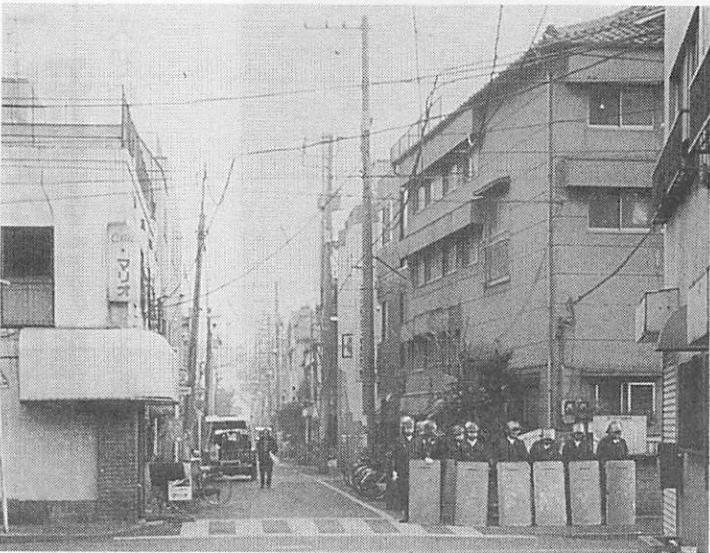
使う」と怒鳴りながら迫り、会館周辺で博打などをしている者の一人が同調して果物ナイフを持ち出し、同牧師の耳に四針縫うケガを負わせた。

山谷労働者福祉会館不法占拠下の越年闘争

ぼ機能停止させていたが、越年期を前にして全館の占拠へと拡大した。

十二月二七日午後、焼き出し準備のため山谷と新宿の労働者約40人と争議団・反失実などで会館に向かつたのに対し、分裂グループは支援者の指揮のもと金属バットと投弾で襲撃、多数を負傷させた。夕方になつて、暴挙に怒つた一五〇人の労働者が会館を包囲した。分裂グループは入口に鍵をかけて二階に上がる階段にバリケードを築き、窓からビンや建築用ブロックを無差別に投げ落としてここでまた多数の労働者を負傷させた。そして、われわれが一階の入口を突破して中に入つたところで、機動隊が介入して規制を開始し、会館奪還と分裂グループの武装解除を阻んだのである。以降年明けの一月四日まで、機

動隊が会館を背にして分裂グループを防衛し、越年闘争を妨害しつづけたのである。このため、われわれは玉姫公園での越年闘争を断念しセンター前での展開を余儀なくされた。この間、分裂グループは支援者を投入し「自主管理」と称して会館を占拠しつづけた。入口に鍵をかけて頭上の窓から誰何し、彼らの関係者以外は入れないようにしてお



分裂グループが「自主管理」する山谷労働者福祉会館を防衛する機動隊

例年以上の熱気で貫徹されたセンター前での越年闘争



対金町戦最高揚期以来の結集をかちとった1.14全協集会

いてなんのための「自主管理」なのか底が知れよう。大型のスピーカーでデマ宣伝をおこない、窓から身を乗り出してセンター前を伺うといふ、かつての金町一家「新拠点」もかくやという光景が出現したのでこうした「自主管理」が長期間維持するははずもなく、彼らは一月十三日会館撤収を前に分裂グループが支援者約六十人を動員して玉姫公園で「日雇労働者総決起集会」をデッチ上げたのに対し、翌十四日の山岡さん・佐藤さん虐殺弾劾とともに前日深夜の新宿での弾圧への怒りが訴えられ、夕方には新宿にかけつけて西口地下での集会を打ち抜いて全協の全力をもって新宿決戦に望む気運を高めた。



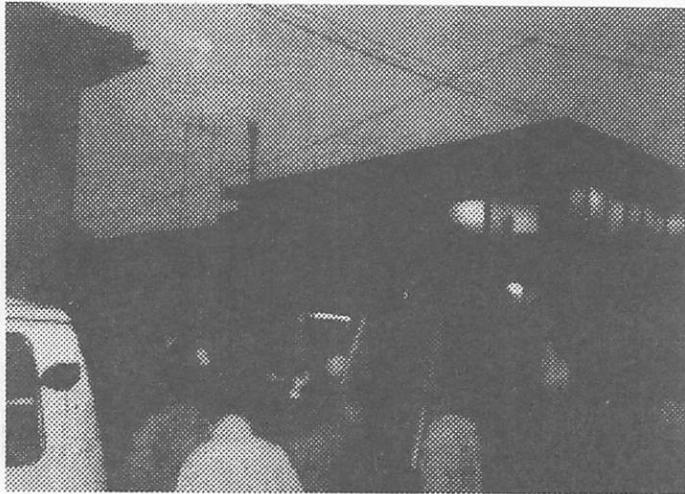
持できるはずもなく、彼らは一月十三日会館から撤収した。現在会館は日本基督教団社会委員会の暫定的管理下にあるが、分裂グループは干渉を試みつづけている。

十三日会館撤収を前に分裂グループが支援者約六十人を動員して玉姫公園で「日雇労働者総決起集会」をデッチ上げたのに対し、翌十四日の山岡さん・佐藤さん虐殺弾劾とともに前日深夜の新宿での弾圧への怒りが訴えられ、夕方には新宿にかけつけて西口地下での集会を打ち抜いて全協の全力をもって新宿決戦に望む気運を高めた。

五〇人の部隊が早朝から山谷に登場、センター前を完全制圧し分裂グループの敵対行動を封じて集会とデモをかちとった。集会では、山岡さんと佐藤さんを虐殺した金町一家、敵対をつづける分裂グループ弾劾とともに前日深夜の新宿での弾圧への怒りが訴えられ、夕方には新宿にかけつけて西口地下での集会を打ち抜いて全協の全力をもって新宿決戦に望む気運を高めた。

# 「刑務所飯場」正田建設争議

大衆的実力闘争による飯場押しかけ争議の復権



夕闇迫るなかを飯場に  
乗り込む(11月14日)

正田建設は埼玉県寄居町に飯場を構え、地場ゼネコンの下請を軸とする人夫出し業者で、争議開始当初は関東では最大規模といえる百人は以上の労働者を抱えていた人夫出し飯場である。地元暴力団寄居一家が背景と考えられている。有限会社の看板を出しているが法人登記はされていない。主に上野、大宮での駅手配によつて求人を行なつていた。

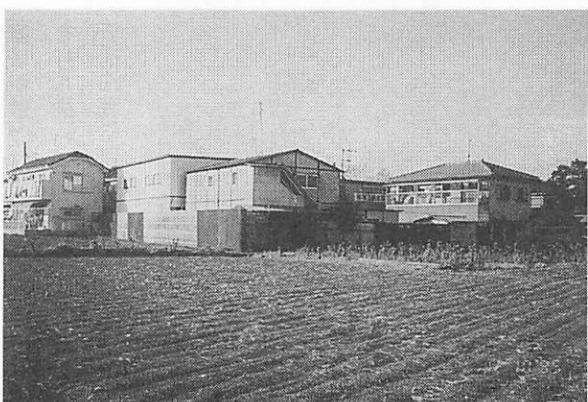
以前からそのケタオチぶりの噂はあつたが、その実態はなかなか把握されなかつた。神山総業から叩き出された当該Kさんが病身でやむなく働いたのが正田建設だったことから、はじめて被害労働者との関係がつくられ争議が着手されたのである。

一般に、駅手配業者の労働条件は

極端に悪い。しかしそれは一般の建設業の労働者や山谷の基準から見ればのはなしで、野宿者を中心とする駅手配労働者にとつては唯一の生命線であり、他から見て悪条件だからといっていちがいに争議が行なえるかというとそうではない。かつて「鬼の向井」といわれ、人夫出しによる収奪で肥太り関東第一のサブコンにのしあがつた向井建設も駅手配層、野宿層にとつては「それでもマシ」といえる存在であり、むしろ争議で仕事が来なくなつたら困るという声のほうが有力なのである。そのなかで正田建設争議は、賃金不払い常習、日常的な暴力、現場で便所にまでついてくる逃走防止の監視体制など、あそこだけはひどいという実態から大衆的な行動として着手された。手配規模の大

きさ!! 被害労働者の多さからも、野宿・駅手配層を主軸とした本格的争議として歴史を画するものとなるべき闘いである。

被害労働者が多いということがわかつていたので上野公園を中心には被害者探しから開始したが、報復



飯場の全景

飯場を100人で武装制圧して団交



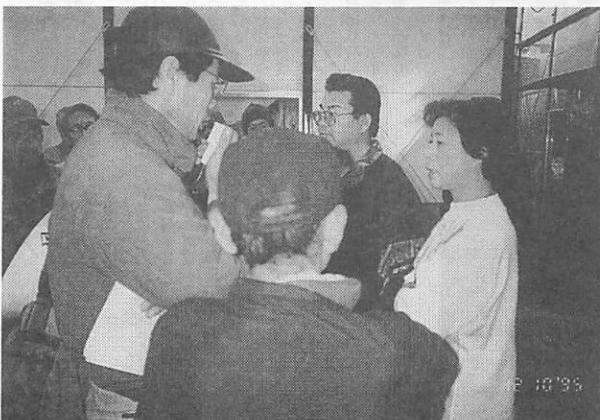
1/2 10'95

が恐いという労働者が多く難航した。神山争議を自ら先頭で闘つたKさんはをして正田建設争議にはためらいを見せていた。Kさんと、上野で野宿していたOさんがまず争議当該となり、分裂グループによつて山谷労働者福祉会館がロックアウトされた直後だつたが、十一月十四日、日雇全協と新宿連絡会を主力とする総勢百人の部隊をもつて正田建設への押しかけを決行した。日雇

全協では総力でこの争議に取り組む意思一致のもと、全支部から結集がかちとられた。Oさんは当時入つていた飯場から前夜出てきて、翌日にはまた仕事に戻るという大車輪だった。

社長・正田実の下、十人強のボーサン・世話役が暴力装置となり飯場内を支配するという構造は把握できていたので、これを局外に排除し組織的暴力を解体して争議を防衛するため新宿の労働者を中心に戦闘組合が編成された。金ヶ崎日雇労働組合の大型バス「勝利号」はじめ三台の車にスシ詰めに乗り込んだ部隊は、途中高速道路のサービスエリアで打ち合せと防衛隊の訓練を行ない、ボーサンが現場から帰つてくる前の時間を狙つて午後四時半飯場に突入、大部隊に仰天して団交に応じた正田実に対する追及を開始した。

追及の間、防衛隊が飯場の入口を固めてボーサンらの介入を許さない。現場から帰ってきて、団交中の



1/2 10'95

中庭にいきりたつて乗り込もうとするボーサンらを労働者が取り囲み、旗竿を突きつけて沈黙させたのである。十二月十日の第二次押しかけでも、旗竿とビケットで暴力団の介入を阻止し争議を防衛した。暴力支配に対し「弱者」がどう闘うか、大衆的武装による実力闘争の地平をひらく闘いとして、分裂グループによる闘争妨害との闘いや新宿での強制排除への抵抗戦に直結するものだつた。

四時半から九時半まで五時間に及ぶ団交のなかで、正田は「飯場をはじめて以来まともに賃金を払つたことはない」と告白し、不払い常習と暴力支配を続けてきたことの謝罪と改善を約束する確認書に判をつけ、押しかけた被害者と飯場から帰りたいという希望者全員、計一度の押しかけで計二人の賃金を精算させた。

飯場内からは、ボーサンのベッド

野宿労働者を喰いものにする

タコ飯場・正田建設争議勝利！ 新宿・「動く歩道」建設着工阻止！

# 山谷-新宿をつらぬく越年・越冬闘争 展開中！

「動く歩道」着工 対抗して、新宿東口のダンボーハウス撤去野宿労働者叩き出しの「動く歩道」を一月中旬に着工する予定を発表した二ヶ月間だけ二〇〇人を区内のアパートに収容すると言っている。二ヵ月たつたらはいさようなら出てこつて下さいだ。都庁のお膝下で、自らが切り捨ててきた（福祉・労働の施策を一切放棄してきた）野宿労働者の群に恐怖してきました。

「動く歩道」着工 対抗して、新宿東口のダンボーハウス撤去野宿労働者叩き出しの「動く歩道」を一ヶ月間に着工する予定を発表した二ヵ月間だけ二〇〇人を区内のアパートに収容すると言っている。二ヵ月たつたらはいさようなら出てこつて下さいだ。都庁のお膝下で、自らが切り捨て

してきた（福祉・労働の施策を一切放棄してきました）野宿労働者の群に恐怖してきました。

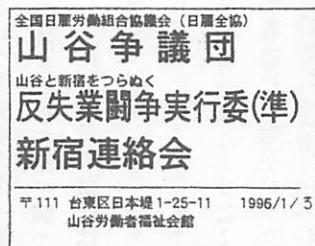
「動く歩道」着工 対抗して、新宿東口のダンボーハウス撤去野宿労働者叩き出しの「動く歩道」を一ヶ月間に着工する予定を発表した二ヵ月間だけ二〇〇人を区内のアパートに収容すると言っている。二ヵ月たつたらはいさようなら出てこつて下さいだ。都庁のお膝下で、自らが切り捨て

してきた（福祉・労働の施策を一切放棄してきました）野宿労働者の群に恐怖してきました。

「動く歩道」着工 対抗して、新宿東口のダンボーハウス撤去野宿労働者叩き出しの「動く歩道」を一ヶ月間に着工する予定を発表した二ヵ月間だけ二〇〇人を区内のアパートに収容すると言っている。二ヵ月たつたらはいさようなら出てこつて下さいだ。都庁のお膝下で、自らが切り捨て

してきた（福祉・労働の施策を一切放棄してきました）野宿労働者の群に恐怖してきました。

「動く歩道」着工 対抗して、新宿東口のダンボーハウス撤去野宿労働者叩き出しの「動く歩道」を一ヶ月間に着工する予定を発表した二ヵ月間だけ二〇〇人を区内のアパートに収容すると言っている。二ヵ月たつたらはいさようなら出てこつて下さいだ。都庁のお膝下で、自らが切り捨て

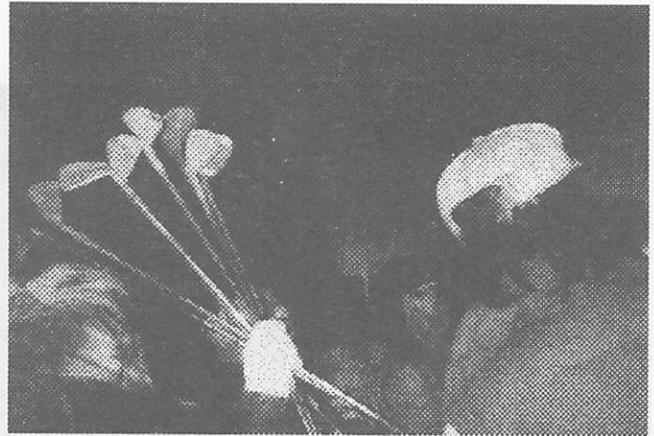


野宿労働者自身が「動く歩道」を設けられたことを解決し、谷と新宿の宿西口を守り抜いてきた仲間のつるぎのなかで仲間自身の問題を解決してきました。

第一回団交の報告ビラ  
下から模擬刀、入口周辺から十本以上のゴルフクラブがつぎつぎに発見され、日本刀をちらつかされ脅されていました。被害者の証言を裏づけた。  
押しかけの帰途「勝利号」の車中では、争議に合流して飯場を出た労働者によって、「労働者の頭を力子一シンが大部屋を取りしきり、強制的に丸坊主、土曜日は深夜二時までのボーサンのカラオケ大会が終わると叩き起こされて説教と暴力といふ陰惨なやり口が争議参加者の前に生々しく明かされた。

高い塀に囲まれ、大型犬が放し飼いにされているようないわゆる「刑務所飯場」は建設業底辺ではありえないほど珍しいというようなものではない。ヤクザによる暴力支配はむしろ一般的なものとさえいえる。暴力団が武装して敵対してくるような争議は、山谷争議団のメンバーはこれまでにも経験してきていた。経営者やヤクザによる労働者虐殺

という事件もある。しかし、飯場に乗り込んで目にした暴力支配の実態は事前の被害者からの聞きとりによる想像をはるかに超えるものだった。  
団交のさなか、ボーサンに連れられて帰ってきた労働者は飯も食わされずに車の中に待機させられていた。争議参加者から「飯ぐらい食上がると、ボーサンの号令一下飯がはじまる。許しがなければ車から降りることすらできない」と声が上がると、ボーサンの号令一下飯がはじまる。許しがなければ車から降りることすらできないという支配の実態が徐々に見えはじめた。  
ボーサンというのは他の業者とまったくちがい、仕事を取りしきる世話役というのではなく、最大三十人の大部屋のなかで二四時間のすべてを完全に支配する部屋頭なのだ。オヤジを頂点に十人の「班長」、その下の労働者にも序列がつくられ絶対の支配が貫徹するといふ軍隊の兵舎と同じ構造なのだ。戦前のタコ部屋や港湾荷役のゴンゾウ部屋制度へと直に連想が働く。労



飯場内から凶器が次々に発見される

労働者は部屋頭について権力をふるう者と飯場内階級制度の最底辺に押し込められる者に分断され、そのなかで超現実的ともいえるような暴力が日常的に行使される。暴力支配というより恐怖支配という語が適當だろう。話しかけてもうつむいたまましゃべらないという労働者も多く、「トンコする気力すらなくされているようだ」という感想も聞かれた。各部屋に精算・脱出のオルグに入つても、誰か一人が決意するまで皆で押し黙つたまま、という状態だった。

当初、上野公園の野宿者が報復を恐れて争議に参加できなかつたのは、一部の野宿者グループが正田建設の求人手配を行ない、酒や飯の利益供与と暴力の硬軟両面にわたる支配の手を野宿者の中にひろげていたからである。飯場内支配を保障する飯場外装置が野宿者の増大という現実に見合つたかたちで形成されているのである。飯場押しかけだけでなく、手配師グループの

労働者は部屋頭について権力をふるう者と飯場内階級制度の最底辺に押し込められる者に分断され、そのなかで超現実的ともいえるような暴力が日常的に行使される。暴力支配というより恐怖支配という語が適當だろう。話しかけてもうつむいたまましゃべらないという労働者も多く、「トンコする気力すらなくされているようだ」という感想も聞かれた。各部屋に精算・脱出のオルグに入つても、誰か一人が決意するまで皆で押し黙つたまま、という状態だった。

当初、上野公園の野宿者が報復を恐れて争議に参加できなかつたのは、一部の野宿者グループが正田建設の求人手配を行ない、酒や飯の利益供与と暴力の硬軟両面にわたる支配の手を野宿者の中にひろげていたからである。飯場内支配を保障する飯場外装置が野宿者の増大という現実に見合つたかたちで形成されているのである。飯場押しかけだけでなく、手配師グループの

糾弾、被害者の組織化などをもつてはじめて正田建設争議は推進力を持ちえた。

野宿労働者の労働争議、長く手をつけられずにきた大衆的飯場押しかけ争議の復活、労働者自前の武装による闘争防衛・自己防衛、全協各支部の共同行動の前進といった成績とともに「二大闘争方針」の一方は勝利的に貫徹された。

争議は十一月十四日第一次飯場押しかけ、十二月一日上野手配師グループに対する大衆糾弾、十二月五日熊谷労働基準監督署に押しかけて監督責任追及、十二月十日第二次飯場押しかけ、十二月十九日埼玉労基局追及、十二月二三日労働省労働基準監督局追及と展開し、平行して被害者同盟結成への取り組みが行なわれた。

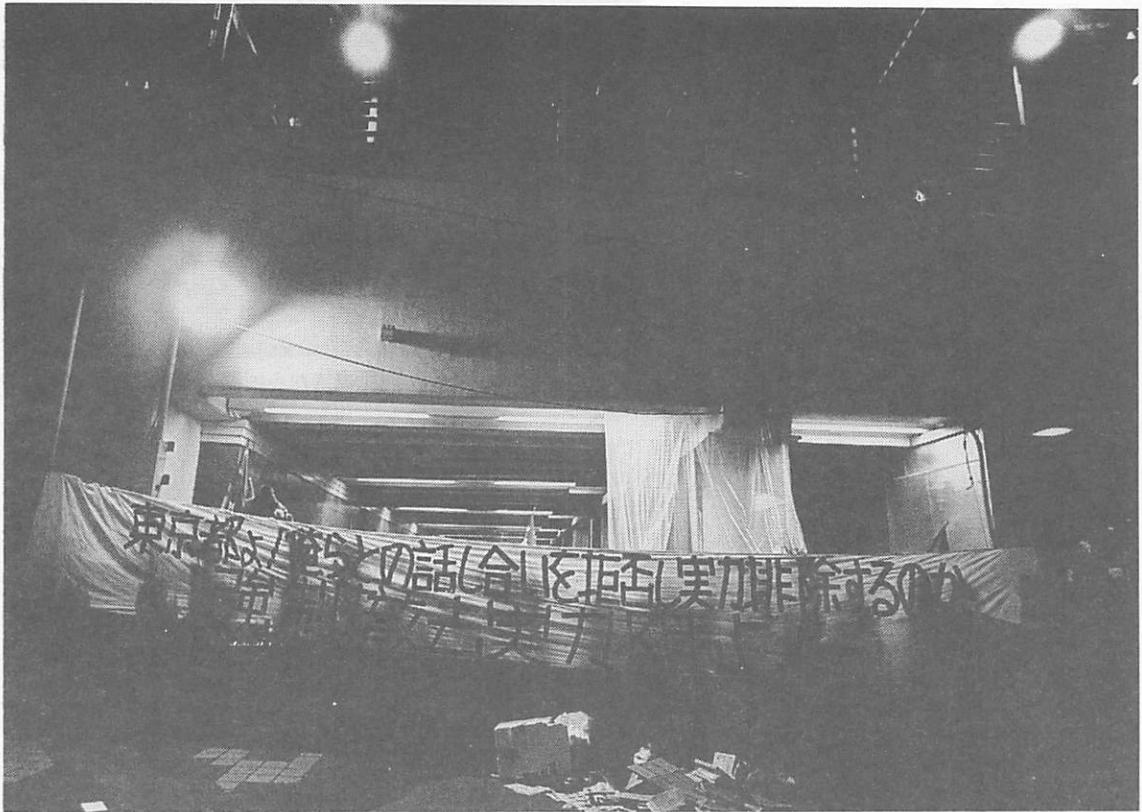
争議に勝利したといつても、行政責任の追及・暴露は充分にできたとはまったくいえない。被害者同盟建設にも充分な力を注ぐことができず失敗し、越年後は取り組みは散

社会的一般的にはありえないような労働と支配の形態がまかり通る建設業でも、野宿化と分散の進行のなかでさらなるアンダーグラウンド化が進み、そのなかでこうした想像もできなかつたような業者が出現する。正田建設の実態もまるごとながら、それが存在したこと 자체、そしてわれわれがこれまでそれに出会つていなかつたことに背筋を寒くせざるをえない。

失業——野宿状況の拡大のなかで、家がなく飯が喰えないだけでなく、労働者はどれほどの底知れぬ矛盾の淵に呑み込まれようとしているのか。正田建設争議の勝利をもつて、そこでの闘いの端緒となしうるか否か。この地平をどう引き継ぎうるのかは、厳しく問われている。

発化した。

うな労働と支配の形態がまかり通る建設業でも、野宿化と分散の進行のなかでさらなるアンダーグラウ



1月24日、超高層ビル街から新宿駅に向かう地下道入り口に築かれたバリケード

# 新宿「動く歩道」着工 強制撤去阻止決戦 一千人が動員された強制撤去と大弾圧

九四年二月十七日、「動く歩道」建設を口実にした一斉叩き出しによって、新宿の闘いは点火した。山谷越冬対策として定式化されてしまった、短期間の施設収容によって野宿状況と叩き出しを隠蔽するという手法の全般的適用がはじまり、同時に山谷の運動がそれまで現役日雇労働者の闘いに従属するものとしか見なすことのできなかつた野宿労働者自身の組織化と闘争が本格的に着手されたのである。以来、新宿西口地下通路を二百軒のダンボール小屋が占拠し、定期的に行なわれていた排除もさせず、新宿区に福祉などの対応を強いてきた。

九五年秋、都による「動く歩道」着工!再度の叩き出し計画が発覚

した。九月から都庁舎内の座り込み、新宿区や工事への資金提供が予定されていた宝くじ協会への抗議・要請行動など、数次にわたる集中行動が展開され、新宿福祉事務所生活福祉課長に「対策なき撤去への非協力」を明言させ、宝くじ協会からの資金提供を断念させるという成果を上げながらも、話し合いを拒否し続ける東京都の扉をこじあけることはできず、徐々に着工は不可避免の情勢が深まつた。

撤去に伴う収容の「汚れ仕事」を

福祉事務所に押しつけることに失敗した東京都は混迷し、最初品川区のベトナム難民収容施設を転用しようと図つて地元工作に失敗、最終的に港区が「施設終了後の福祉は引



都庁座り込み闘争(9~10月)

そして十二月八日、都は一度の当事者との話し合いもないまま「動く歩道」一月中旬着工の計画を発表した。十二月十五日、二十五日の二度にわたって都が「周知作業」と呼ぶ退去通告のビラまきが行なわれたが、新宿連絡会はスクランムを組んで地下道に一步も入れず一方的通告」を阻止しぬき、意氣あがるなかで、「決戦越冬」の集中態勢が越年後もつづいた。

き受けななくてよい」条件で区内の

都有地に施設建設を許し、運営はやまで企業組合に委託するかたちで

芝浦収容所建設が決定された。

## 一千名動員の 撤去・弾圧

宿では越冬闘争を「決戦越冬」と位

置づけ、十二月三日越冬突入集会をもつて集中態勢を開始した。反対の

一月十二日、青島都知事は記者会見で「力づくでの排除はしない」と

発言したが、翌十三日手のひらを返

意思表示としてのアリバイ的闘争、あらかじめ「落としどころ」が設定された闘争ではなく、生きる場所を賭けた文字通りの「決戦」であつた。

すように三度目の退去通告が暴力的に実行なわれ、三人が逮捕された。午後九時過ぎ、通告行動が行なわされたとの情報が新宿連絡会にもたらされ、ただちに阻止態勢が敷かれ

た。四号街路地下部分入口に防衛拠点としてつくられた「監視小屋」に約五十人の野宿者が集まり、午後十一時、都庁側から進出してきた権力側の部隊との攻防が開始された。東京都は、阻止線を張られ地下通路に入ることもできなかつた前二回をはるかに上まわる四百人のガード

マン、機動隊を動員し、抗議と抵抗を制圧しながらダンボール小屋に退去通告のビラをまいていったのである。このなかで二名が公務執行妨害容疑で逮捕され、労働者一人は二月一日釈放されたが、山谷から新宿連絡会に参加していたもう一人は同日起訴された。ビラは攻防の終息後即座に回収され、監視小屋前で焼き捨てられた。

さらに深夜になつて、インフォメーションセンター前でガードマン

が監禁され暴行を受けているといふ虚報をもとに、約五十人の警官隊が弾圧を図ってきた。これを追い散らされた際に支援者の一人が補捉され逮捕、機動隊バスに連れ込まれて集団で蹴りつけられるという暴行を受け肋骨を骨折、折れた骨が肺に刺さつて穴があくという重傷を負わされた。警察は一晩放置して翌朝ようやく容態の深刻さに気づき病院に連れていったが、「後の治療は自分でやれ」と釈放し責任を放棄した。

こうした暴力のなかでビラをダンボール小屋に次々に投げ込むだけの行為をもつて都は野宿者からのヒアリングを行なつたと称し、これが当事者無視・封殺の姿勢を糊塗する唯一の根拠となつてゐる。東京都のアリバイづくりはこうして行なわれた。

1月24日、150人が座り込むバリケード内部



提出した。しかし、都企画審議室は翌日「工事の中止を前提とした話し合いで応じられない、立ち退きは予定通り実施する」と電話通告してきたのである。この段階で実力対決以外の途は閉ざされることになった。

いつ来るかわからぬ総攻撃に備えて、新宿の野宿労働者はインフォメーションセンター前に布団を並べての即応態勢を敷き、二三日には金ヶ崎日雇労働組合を中心とした日雇全協の約五十人も到着して

寿町にテントを張つて支援態勢に入った。

二三日夜、翌朝にかけ強制排除開始が確実との情報がもたらされた。約二五〇人が監視小屋周辺、インフ

オメーションセンター前、「新宿の目」前の三ヵ所にわかれてい防衛態勢に入る。監視小屋が権力主力に対する抵抗線となり、「新宿の目」で背後からの挾撃に備える。

最初の攻防は「新宿の目」前で通行規制に着手しようとした警察・ガードマン部隊との間で始まった。これをインフォメーション前からかけつけた部隊と共に阻止すると、東京都は先に四号街路南側歩道での撤去作業に入った。ダンボール小屋がもつとも密集する北側歩道への攻撃開始は朝の衆人環視の時間帯に完全にずれ込んだ。

七時、ついに監視小屋で都庁側から侵入しようとする権力の攻撃が開始された。接近しようとするガードマンと警察に小麦粉や生卵を投げつけ、消防器をまく。そのうしろでは一五〇人が座り込んで両隣と腕を



バリケードに向かって「みなさんの（芝浦收容所）入所を妨害する者がいますが東京都と警察が守ります」と呼びかける建設局道路管理課長・宮沢。この茶番劇が都のやり口すべてを象徴している。



ダンボール小屋を破壊する都職員。この暴力が都のいう立ち退きのための「説得」だ

組む。路面にぶちまけられた油にガードマンは足どりがおぼつかない。この戦闘状態まつただなかでも、地下通路では「温かい部屋と清潔な衣類を用意しました」と芝浦収容所の宣伝が放送され、労働者からは「うるさい、黙れ」と野次が飛ぶ。

七時二十分、ガードマンがバリケードに取りついて破壊しはじめた。横断幕を破り、ベニヤ板をむしりとする。次いで機動隊が突入した。座り込みの抵抗はひとりづつゴボウ抜きで排除されていく。「あいつだいいだ、ここにいた」排除をつづける機動隊員のうしろから私服公安がスクラムのなかの一人を指さすと、機動隊がそこに一斉に襲いかかる。こうして活動家三人が指名逮捕された。逮捕されずにスクラムから引き抜かれた者は後ろ手にねじり上げられてひつたてられ、あるいは両手両足を機動隊員につかまれて地面を引きずられていく。仲間をゴボウ抜きされていきながら、座り込んだの抵抗は一時間以上つづいた。

屋ごろには新宿警察署への抗議を行なおうとした際、公安条例違反を名目に活動家1人が逮捕された。「説得」は当然のことく不調に終わり、当日は四十人強を収容したとどまつた。撤去後、寿町を焼き出しなどの後背拠点としながら一週間にわたつてインフオメーションセンター前を「緊急避難所」として防衛態勢を敷いた。四号街路を封鎖した機動隊やガードマン部隊とのにらみ合いのなかで二五日にはまたしても一人が逮捕されたが、インフオメーションセンター周辺に徐々にダンボール村を再建し、一月二九日に全協の派遣部隊は撤収して集中体制を解除した。

# 野宿労働者 急増の根拠

## 都内野宿労働者の現況

九二年一月、山谷労働者福祉会館人民パトロール班が新宿で出会った野宿労働者は約一七〇人だった。山谷・浅草・上野一帯でも三百人以内である。それが九五年には新宿・山谷それそれで八百人から一千人に至り、全都で野宿労働者が頭在化した。

九五年二月東京都は二三三区内の野宿者数三三〇人と発表した。この調査は見落した場所も多く、山谷や新宿ではまったく実数を把握していない。これを加味すれば実数は四千人は下らないと思われる。その上、二月は年間でもっとも野宿者数の少ない時期である。求人数が激減する公共事業の端境期と越冬期収容政策が終了し再び野宿に叩き出される時期が重なる四月・五月には、全都の野宿労働者は五千～六千人にのぼるだろう。

この野宿者数の波動からも、野宿労働者にふたつの層が存在することがわかる。ひとつは、好況一不況の循環的な景気動向や年間の求人の波動性に左右され、仕事にあぶれ野宿する層である。もうひとつが、五

〇〇六年代の労働力流動化政策の下で都市と資本の最底辺に動員され、高齢化していま就労の機会を奪われ、恒常に野宿生活を強いられる層である。

そもそも、日雇労働者をはじめ最底辺の下層労働者とは資本が必然的につくり出す過剰労働力に他ならない。「現役」労働者である者であっても就労は保障はされずつねに失業地獄と隣あわせにいて、仕事のあるところに流动せざるをえず、地域社会とのつながりはおろか家族すら持てない社会的関係や居住環境を強いられ、失業保険、社会保険、年金制度などの枠外での無権利労働を強いられている。

仕事からあぶれれば身ひとつで対処するしかない。その時、不可避免に野宿が強いられるのである。それは、個別資本の直接の支配、あるいは資本がつくり出した労働力市場の機構のなかに包摂されず、さまざまな方法で自らの生存を維持せざるをえない存在だということに他ならない。そこには、失業と就労の狭間で、資本あるいは生産点からつかず離れず流动せざるをえない下層労働者を支配するシステムがつくり出されている。〈寄せ場・手配師・飯場

—現場生産点—という、下層労働者を資本

のもとに吸収し吐き出すシステムと、それを支え貫く暴力支配。そして、これを支配し、規制し、あるいは補完する権力装置が、

生産関係の維持・変化対策と労働力商品の再生産・再商品化的メダルの裏表である労働・福祉の両労働者対策行政であり、治安・警察機構であり、監獄制度である。

「現役」であれ野宿しているものであれ、権力・資本にとって下層労働者とは常に国家の支配や政策、あるいは公権力である民間暴力であれむき出しの暴力によってしか包摂しえない存在なのである。このむき出しの暴力が本源的なものであることを見隠蔽するものが「下層労働者の階級内階層への封じ込め」、「不良」労働力商品としてのラベリングである。

だから、野宿・野垂れ死の根拠は単に「資本の支配」一般で解き明かすことはできない。過剰労働力を生産点へと動員する独自の支配のシステムと、これを補完する保安処分機構という下層労働者支配の実相をとらえなくてはならない。

こうした「労務者支配」のシステムが不斷に下層労働者を野宿に追いやり野垂れ

## ※「建設労働者の雇用改善に関する法律」

各地の寄せ場=青空労働力市場を「特別地区」として、  
「労働者募集従事者証」によって手配師、人夫出しの  
合法化を図ったもの。労働者派遣業法の先駆となるも  
のといえる。

死を強いる。下層労働者の反失業闘争は、生存をめぐる闘いと团结を基礎として出発し、福祉行政はじめ野垂れ死の執行機関との闘いへと前進しつつ、それを現場・生産点とその動員システムに対する闘いと結合しなくては真の発展をかちとれない。

## 労務供給再編と 棄民化政策

かつては、港湾・運輸・製造・建設とあらゆる産業の基底部に「寄せ場」から労働者が動員された。五〇年代から六〇年代にかけて、十代、二十代、三十代の若い労働者が都市の最底辺に動員されてきた。

しかし七三年オイルショックを境に港湾・運輸・製造業が撤退した寄せ場は建設業の労働力市場として特化される。さらにな建労法(※)が制定され、建設業は寄せ場にかわって独占資本の系列下で人夫出し業者と中小工事業者に若い労働力をアールし労働と生活を24時間支配する

動員構造へと再編された。

寄せ場から撤退したからといって就労

本の重層的下請編成と社外工制度によって寄せ場を経由せず、独自に労働者を動員するシステムがつくられたということに他ならない。新聞求人や求人誌の氾濫に示されるように、就労・労働システムは多様化している。

こうした背景と、七五年には労働人口の半分を第三次産業の労働者が占めるという状況のなかで、五〇年代から六〇年代に形成された下層労働者群が「高齢化」「世代交代」の時期を迎えたのが現在である。

バブル崩壊後の構造的不況をテコに、求人數の激減のみならず五〇才あるいは五十五才の年令制限求人が労働行政の下で公然と行なわれて中高年労働者の就労機会を奪い、無権利・無保障で働いてきた下層労働者は身体ひとつで放り出される。さらに失業対策事業を95年度で全面的に廃止すると宣言されたように、高度成長期までに形成された下層労働者群の棄民化が進められている。

## 生活保護行政の役割

奪われたとしても、それがすぐさま野宿・野垂れ死に直結するわけではない。帝国主義国家においては労働力の再商品化と再生産過程を担当する福祉行政などの支配化している。

帝国主義周縁部で行なわれる露骨な収

奪と使い捨てに対し、帝国主義本国では福祉制度の「アメ玉」で不満は吸収される。

しかしその恩恵に誰もが浴することができるわけではなく、そこでは選別と淘汰が行なわれる。福祉は労働力再使用の過程であり、縮小再生産の機構なのである。その過程においても、労働力としての価値を失わされた労働者をケタオチ病院や施設に収容することでこれら機関を儲けさせて利潤が搾り出される。そして、縮小再生産の行きつく果てに、福祉行政が最終処分を担う権力装置=野垂れ死の直接の執行人として立ち現われるのである。

山谷では、六〇年以来数次にわたる暴動として爆発した労働者の怒りを、東京都は越冬越年対策と山谷福祉センターの設置で吸収しようとしてきた。同センターの後身である城北福祉センターによつて、オイルショック前の山谷が労働市場として盛

況を呈した時代には、障害者・母子家庭・生活困窮者・不就学児童などに対する事業が行なわれ、その後は短期収容の「宿泊」と一日に一回ほどの食パンや乾パンの「給食」を軸とする生活保護より安上がりな「法外援助護」＝生活保護法の規定外の応急援護が肥大化してきたのである。

一九四四年二月、新宿西口一帯叩き出しに抗して闘いが着手されると、これに対応して「路上生活者対策に関する都区検討会」がつくられ、山谷で定式化されてきた法外保護行政の全部的適用が開始された。我々が野宿労働者といい、マスコミ、社会がかつては〈浮浪者〉、今ではホームレスと呼ぶものを「路上生活者」と規定することの中に、一・二四に凝縮された〈排除と収容〉が路線化されている。新宿での越冬対策は名目上は生活保護の適用を含むものではあつたが、実態は一ヶ月の期間を区切つての法外援助護施設への収容にすぎない。芝浦収容所開設もこの延長上で、社会問題化の回避と淘汰選別、選別の網から漏れた者の最終処分という目的はどこまでも貫かれているのだ。

この棄民政策にどう立ち向かうか。隠蔽

を目指すする福祉制度をあくまで拒否してむしろ死を選ぶという道は、日々死を強いられる野宿労働者と真剣に向きあうなかでは到底選択しえないのである。最悪の場合、先に見てきたように特定の労働者群－中高年齢の下層労働者－のスクラップ化が目的となる棄民政策を補完し、下層の闘いの命脈を断ち切るものですからあるだろう。われわれが選択せざるをえない道は、福祉制度をやむなく利用しつつも、これを破綻させていくなかから就労・労働領域の使い捨てとの闘いに進むしかない。法外援助護を主要な手法とする支配に対しても、生活保護を獲得する闘いは野宿労働者にとって今後も大きな柱のひとつとなつていくだろう。

# 新宿闘争 中間総括に向けて

殖民化・野垂れ死の攻撃とともに、地域社会などからの野宿者排撃も根深くくりかえされつづけ、九二年ごろからの野宿者が急増にあわせ拡大深化している。大阪戎橋で、その直前東京でも北区十条で起きた少年による野宿者虐殺は、かつての横浜での虐殺事件よりもさらに、広範な社会的排撃のなかで起きた戦慄的事件だ。行政権力の手で公然と行なわれた一・二四新宿強制撤去を経て、排撃へのまっしぐらの突進はますます速度を増しているといえよう。

二月十三日、山谷にほど近い石浜公園にてテントを張って生活していた約四十人の野宿者が地域住民によつて叩き出されるという事件が起きた。隣接する石浜小学校

PTAなど百人以上が、腰からナタやノコギリをぶら下げ、出ていかなければブチ壊すという勢いで押しかけたのである。背後に地元選出の新進党区議、国会議員の介在・扇動がある。二月十日には京王帝都電鉄が京王新線新宿駅から野宿者を叩き出した。新宿西口振興会の手で二万を越える野宿者排除の陳情署名が新宿区議会に提出され、有效地に反撃していなまま西口地

下ロータリー周辺の撤去も警察が主導するかたちで着手されはじめている。

東京都による強権的なダンボール村破壊は、野宿労働者に対するさまざまな社会層の私的利害を排除の一点に集約し、十三億円の巨費を投じ、一千名に及ぶ暴力装置を動員して行なわれたまさしくファッショ的暴挙である。これに対し、ささやかであれ野宿労働者自身を主体に大衆的実力闘争をもつて反撃し、社会的・階級的攻防にまで押し上げた一・二四闘争は、下層労働者の闘いの歴史に刻印されるだろう。

歴史に刻印されるべき一・二四闘争も、野宿労働者の闘いの出発点をしたひとつ段階に過ぎない。四号街路をめぐる攻防にわれわれは敗北し、反撃の攻勢準備は遅れている。九四年二月一七日の一斉撤去後、地下道の実態的占拠と排除という矛盾を占拠闘争へ転換していく地平はいかに開かれてきたのか、また発展させられるべきなのか。

現役日雇労働者だけに依拠した闘いたな運動視点が必要なのだ」

この提起にわれわれは充分に応えてきたといえるだろうか。

現役日雇労働者だけに依拠した闘いたな運動視点が必要なのだ」

「……総資本が『民間失業対策』に変わり得る雇用政策が打ち出せない中、下層社会に激変が訪れ、またたく間に建設日雇労働者の失業者・半失業者を大量に発生させた。この隊列の上に、建設産業以外からの失業者の一部が覆いかぶさる。(中略) 寄せ場以外の場所ーしかも路上の下層社会はこうして誕生した。

闘争の総括にかえて」と題する文章のなかでこう提起されている。

「……総資本が『民間失業対策』に変わり得る雇用政策が打ち出せない中、下層社会に激変が訪れ、またたく間に建設日雇労働者の失業者・半失業者を大量に発生させた。この隊列の上に、建設産業以外からの失業者の一部が覆いかぶさる。(中略) 寄せ場以外の場所ーしかも路上の下層社会はこうして誕生した。

新宿の野宿者のうち、建設業に従事してきた者が約六割。多いということも少ない

ということもできようが、建設日雇といふことは明らかだ。

一方、野宿という生活形態に依拠した闘いを「寄せ場」にどう

返していくのかも鋭く問われる。これは同時に、野宿でも「寄せ場」でもないところ

で強奪取にあえぐ労働者、生活保護で飼い殺しにされている人々、多くの下層の民衆

とどう結びついていくのかということである。資本対労働の一般的な図式ですべて

を描ききり、生産点での闘いだけに依拠す

ることはできないのだ。野宿労働者の闘いがどういう広がりと質を持つた社会性を獲得していくのか、対象把握と実践が一体のものとして進められない限りは、闘争の前進はない。

「二拠点越冬」の根拠はこの課題のうちに

ある。われわれは分裂グループの白色制度を凌駕しきれずに、基本的に貫徹できず失敗している。

活動家の意識でいえば、新宿と山谷の関係は「運動視点」もへつたくともない、ふたつの現場を抱えもつてしまつたうえで

の意思一致な暗黙の「分担ならざる分担」であった。支援各層との団結のありかたも同様に問われるだろう。支援を結集し

勢力化する闘争中枢の形成は不可欠である。広範で大衆的な運動であればこそ、当事者である社会グループの利害に根ざし

きる共通の原則と方針はなおさら必要である。対象把握の問題はここに鋭く突き刺さる。反面、支援各層に「現場」の闘争方針への従属を強いるというやり方が通用しないことも明らかだ。新宿では社会化・宣伝活動に積極性を持つた支援者を獲得しながら、一・二四後は、野宿者自らが担う運動と結合した力にできずいたずらに集中力を拡散させてきた。全部的に野宿者排撃が煮詰まり新宿の闘いをさらに広範なものとして展開していくことが問われるなかで、この問題はさらに深刻に問われるだろう。

ことでも、この問題でのわれわれ自身の責任は深く問われなければならない。

## 自生的団結に依拠した組織活動

活動家間の意思一致の問題は闘争の個々の局面にも影響して、一・一三／二四攻防においては戦術的指揮体制を形成しきれず、権力に思うまま弾圧を許すこととなりながら、即時的な利害に拝跪するので

武器だった。九四年二月撤去直後の、建設局などに対する「荷物かえせ」の大衆行動にも端的なように、当事者の利害に根ざしてはなく当事者自身の自己対象化が同時に進む動的な過程が新宿ではつくられた。このなかで、活動家が意識的・無意識的にど

うしてもしてしまう、先駆的な価値観で当事者を選別しながらではない組織化・闘争形成が実践的に行なわれてきたといえるだろうし、相談活動を主軸とした待機的な活動スタイルを克服する道も切り開かれてきただろう。

当事者が強いられる矛盾に入りこんでその現実から支配を対象化し行動を組織すること、強いられる現実から戦略と戦術を見定めていくこと。これが、「新宿雑感」に書かれたように「一人でも多くの仲間の手に『希望』を」これが、運動が仲間の利害に根差しているかいないかのパロメーターかも知れない」という内実を獲得することだろう。当然のことのようであるが、活動家の先駆性の克服というのは相当に困難なことである。生きるために福祉を利用せざるをえないというなかで、福祉行政に包摂されてしまうのではない闘いかたをつくりだすこともこの点ぬきにはできない。争議団分裂グループが分岐していくた根拠も、つまるところこのあたりにあるのである。

「日雇労働者は福祉にかかるくらいなら闘つて死ぬんだ」などと言い放つ資格は彼ら

には（われわれにも）ないし、政治闘争への動員で闘いに活路を見出すこともできない。

### 全都的運動形成へ

野宿を強いられ、さらに野宿すら許されないという状況がいたるところで立ち現れるなかで、新宿、上野、言問橋から白鬚橋にかけての隅田川沿いがほぼ都内の3大野宿集中地となっている。密集することによってからくも生存条件を維持しているのである。石浜公園からも大多数が隅田川に移動した。今後もこの傾向は強まり、当然これら集中地への締めつけも強化されるだろう。これら集中地を基盤に、排撃・収容の政策を破綻させていく取り組みが今後の中心課題となる、といまのところ考えられる。隅田川への取り組みは分裂グループを凌駕しての山谷の運動再建が条件ともなろう。石浜公園の叩き出しは背景に地域再開発がある。南千住地域再開発である程度はつきりした方向を打ち出して

東区側の焦りである。権力と地域の政策・

動向には山谷再編、さらに解体までが射程内に捉えられているということだ。

深刻ぶることよりは実行力こそが問われる。われわれが担わんとする下層労働者の反失業闘争は手探りで進む以外ないとはいえ、野宿労働者を急激に産み出し野垂れ死を強いる原因は支配の秘密に迫る闘いへと前進しなくてはならないだろう。一・二四までの新宿闘争の地平を共有し新しい闘いを切りひらく主体とわれわれはなりうるか？ より強靭な闘いの組織者として、新宿の後を追いながら、しかし新宿を乗り越えうるか？ なしえなければ、一・二四をただの敗北に終わらせて新宿をベンベン草も生えないまでに喰い潰し、全部下で野宿者・下層労働者に権力の恣意がまかりとおるという事態によつて検証されることになるだろう。

# 神山総業・鴻池組争議

## 十月六日団交での確認書

### 資料 確認書

一九九五年十月六日、鴻池組、渡辺建設、松下工務店、神山総業と、\*\*氏、山谷と新宿をつらぬく反失業闘争実行委員会準備会、全国日雇労働組合協議会山谷支部・山谷争議団は、団体交渉によつて以下の事実を確認する。

- 一、一九九二年三月十日、鴻池組が元請である茨城県岩井市の「利根川レンゴウ擁壁工事その2」現場へ向かう途中の、三次下請業者神山総業のマイクロバスが交通事故を起こし、乗っていた五人のうち、四人が死亡、\*\*氏が重傷を負った。
- 二、\*\*氏は退院後、神山総業の宿舍から通院、治療していたが、神山総業社長神山秀雄は、\*\*氏に払われたものである自動車保険金三〇五万六千円を横領着服した。
- 三、神山は、\*\*氏に対して保険金が支払われたことを一切知らせず、保険金のために新たにつくった\*\*氏名義の銀行口座の通帳、印鑑を\*\*氏に見せることがなかった。
- 四、このため\*\*氏は神山総業宿舍で治療を継続する以外なく、そのうえ賄いなど宿舍内でのただ働きを強制されていた。
- 五、さらに、神山は\*\*氏が治療中であるにもかかわらず九三年十二月、無一文のまま\*\*氏を宿舍から叩き出した。

そのため\*\*氏は治療継続もできず、野宿を強いられる結果となつた。

一、元請鴻池組は、事故が現場内でなく交通事故であったとして軽視し、元請として当然果たすべき責任を放棄して下請各社に処理を押し付けた。

一、鴻池組及び下請各社は、病院への治療費支払のため労働基準監督署への療養給付金の請求は行なつたにもかかわらず\*\*氏當人にに対する休業補償、亡くなつた四人の遺族への補償手続もしていない。

一、各社はこれら法規上当然の義務を怠つたのみならず、遺族への対応、\*\*氏への対応とともに、当然の道義的責任をも果たしていない。

以上の事実に基いて、以下の通り確認事項とする。

一、鴻池組及び各社は以上の事実について\*\*氏に謝罪する。

一、神山は横領した金を\*\*氏に返済する。

一、鴻池組の責任において、亡くなつた四人の遺族が保険金を受け取つていいかどうか調査し、遺族の連絡先などとともに次回交渉の場に報告する。

一、\*\*氏への休業補償手続について今後鴻池組が責任を持つて行ない、時効となつた分については鴻池組及び下請各社で\*\*氏に補償する。

一、\*\*氏の治療継続について、鴻池組で責任を持つ。

一、次回交渉について別途協議する。

以上の事項を両者で確認する。

(署名略)

## 資料

# 神山総業・鴻池組争議

## 十月二十日（最終）団交での 四社による謝罪文

### 謝罪文

一九九二年三月十日、茨城県岩井市の「利根川レンゴウ擁壁工事その2」現場に向かう途中のマイクロバスが交通事故を起こし、乗っていた\*\*さん、安慶名幸春さん、星野保さん、飯島誠一さん、山田一さんが被災し、\*\*さん以外の四人が死亡した労働災害について、前回（九五年十月六日）団体交渉における確認書に基づき、以下の通り謝罪します。

一、工事の元請業者であつた鴻池組は、本案件が現場内労災でなく交通事故であったとして軽視し、事後の対応について元請として当然果たすべき法的責任を果たさず、犠牲者に対して線香の一本も上げず、今日に至るまで遺族への挨拶もせず、重症を負った\*\*さんに対する見舞もないなど社会的に当然である道義的責任をも放棄したことを謝罪します。

一、鴻池組の責任放棄により事後の対応を任せられた下請業者渡辺建設、さらに渡辺建設の下請業者である松下工務店も、鴻池組と同様に事故を軽視し、法的・道義的責任を放棄したことを謝罪します。

一、その結果、\*\*さんに対する休業保障が行なわれないという結果を

引き起こし、\*\*さんに多大な不利益を与えたことについて謝罪します。

一、現場内労災でなかつたため軽視した原因は、交通事故であることから現場安全管理について労働基準監督所からの追及を受けない、同時に社会的に指弾を受けないと考え、これを被災者に対する補償、誠意ある対応よりも優先させたことにあり、労働災害の事後処理について基本的な誤りを犯したことについて謝罪します。

一、当該工事の第三次下請だつた神山総業は、\*\*さんに支払われた自動車保険金を横領・着服したこと、そのため\*\*さんが他の選択をする余地がなく神山総業宿舎で治療を継続する以外なかつたこと、治療中の\*\*さんを飯場内のタダ働きに従事させたこと、さらに九三年一二月、\*\*さんを無一文のまま宿舎から叩き出したことについて謝罪します。

一、神山総業のこうした行為の背景となつた、鴻池、渡辺、松下三社の前記各項目のような被災者に対する責任放棄、神山総業に対する監督責任放棄について謝罪します。

一、その結果、\*\*さんを治療継続もできず野宿をせざるをえない状況に追い込んだことを謝罪します。

新たに確認事項として以下の通り確認します。

一、神山総業は現在雇用している労働者に対する切り捨てをせず、労働条件を改善していくことを約束します。他三社は神山総業に対する切り捨てを行なわず、労働条件の改善について今後指導していく責任を果たします。

一、前回確認書の内容は、引き続き確認通り履行するものとします。

一、今回確認できなかつた山田一さんの遺族搜しと補償について、鴻池組の責任でひきつづき行なつていくものとします。

一九九五年十月二十日

\*\*\*\*\*

山谷と新宿をつらぬく反失業闘争実行委員会準備会

全国日雇労働組合協議会山谷支部・山谷争議団

団体交渉参加者一同

殿

株式会社鴻池組東京本店労務安全部長 生天目久志  
株式会社渡辺建設労務安全部長 間宵静夫  
有限会社松下工務店代表取締役 松下竹虎  
有限会社神山総業代表 神山秀雄

資料 声明  
会館不当占拠－暴力的闘争破壊ゆるさず  
山谷一新宿つらぬく二拠点越冬に勝利しよう！

一九九六年一月一日

日雇全協・山谷争議団

山谷労働者福祉会館運営委員会

山谷と新宿をつらぬく反失業闘争実行委員会（準）  
新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議

(一) 私たちは、越冬闘争前段の取り組みとして、一一月中旬から三次にわたり、城北福祉センター前で野宿労働者を軸とした共同炊事を行いながら、そこに集まる山谷の仲間に呼びかけ、また、新宿の仲間とともに、野宿労働者を食い物にする正田建設争議や、新宿西口への「動く歩道」着工阻止の闘いを進めてきました。そして、一一月一〇日以来、「新生山谷争議団」を名乗る一部分分裂グループ（正式な争議団メンバー一名を含む）によつて不當にも占拠されている山谷労働者福祉会館二階を労働者の側に取り戻し、例年通り玉姫公園での越年闘争をやり抜こうとの決意を固めてきました。会館二階は、とりわけ野宿の仲間が共同作業をする際の荷物の保管場所として、また、山谷内のみならず上野や新宿の仲間たちへの炊き出し等に必要な物資・資材の集積場所として、センター前と結ぶ上で不可欠なものであり、そこを占拠されつづけることは、野宿労働者を中心としたこれらの活動に対する著しい妨害であることはいうまでもありません。

ところが、越年闘争突入直前日の一二月二七日午後二時過ぎ、前記一部

分裂グループは、センター前共同炊事を準備しようとしていた山谷と新宿の労働者に対して、会館前で、金属バット、投げбинで襲撃し、労働者や支援の仲間多数にケガを負わせました。私たちは、彼らの暴挙をゆることはできません。

(二) 彼らの「一一月三〇日声明」では事実を一八〇度ねじ曲げ、私たちがあたかも「労働者福社会館二階の・・・自主管理を暴力的に破壊する目的で押しかけてきた」と言い募っていますが、これが全くの嘘であることは明らかです。

前述したように、越冬前段の取り組みのため、私たちが連日午後二時に炊き出しのための物資・資材を蓄蔵してある会館に集まり、共同炊事の準備を行っていることは、山谷の労働者であるならば誰でも知っていたことです。私たちが全く素手であるにもかかわらず、それを「自主管理を暴力的に破壊する目的(の行動)」とするのには無理があります。私たちが炊き出しのために会館に集まろうとした姿を見て、あわてふためいて金属バットや投げбин用のビンを用いたのは、山谷や新宿をはじめ日雇労働者の運動とは全く縁のない学生や一部支援の指示の下でした。彼らの主張する「会館の自主管理」なるものがいかに労働者大衆に支持されていないかを自ら分かつてているが故に、私たちの共同炊事の準備にすら恐怖を感じたのでしょうか。

さらに二七日午後五時半ころには、彼らの不当な会館占拠に怒った労働者約一五〇名が、機動隊の阻止線を突破して、会館を労働者のために明け渡すよう大衆行動を起こし、会館を包囲したことに対し、一二・三名のものたちが会館に立てこもり、なんと二階の窓からビンや建築用ブロックを無差別に投げ始めたのです。そのため、会館を包囲していた多くの労働

者が頭部に裂傷を負いました。私たちの力で一回のトピラをこじあけ、彼らを追いつめたとき、まさに権力一機動隊による私たちへの弾圧・規制が始まりました。

彼らの主張する「会館の自主管理」なるものが、このような事実経過の下で維持されている以上、「権力につまもられて会館を不當占拠した」といわれても仕方ありません。しかも彼らは、自らの非道の暴力を押し隠すために、会館運営委員会の牧師を名指しで「悪徳牧師」呼ばわりしたり、「権力のスパイ分子どもを引き連れて」なる嘘八百を並べたてています。さらに、彼らは「食堂のボランティアの男性が複数名から殴る蹴るの暴行を受けたり、日常的に博打を張る者を使って果物ナイフで切りつけた事実はない、デマだ」と大声で主張しています。

「嘘も百編言えれば真実になる」といいますが、しかし、真実を消してしまってはできません。私たちが真実を明らかにしたことに対する、彼らはあわてて「國家権力への売り渡し」とレッテル張りしていますが、そんなことは何の根拠もなく、通用しません。なぜなら彼らは、このような日々の暴力行為を、なんと浅草警察署・公安の目前で行つており、とうに権力がつかんでいる事実だからです。私たちは権力や法的措置に訴えるのではなく、あくまでも労働者同士の团结の力によって問題を解決していくことを考えています。それが山谷の、そして全部に広がる日雇の、やり方だと考えるからです。

(三) 彼らの主張する「会館の自主管理」なるものが、「『ゴロマキグループ』の『会館の二十四時間開放というそれ自体正しい要求』」という評価の下で行われています。(馬脚をあらわす)とはまさにこのことです。昨年四月以前の「ゴロマキグループ」による会館内外での労働者に対する暴力や脅迫、金のむしり取りに対する怒りもなく、この者たちを会館周辺にのさ

ばらせてきた自らの（私たちも負っている）責任の感することなく、彼らが「会館の二十四時間開放は正しい」などという主張をしてきた背景には、これら「ゴロマキグループ」の残存分子との相互利用関係があります。

私たちは、昨年四月の「ゴロマキグループ」一掃の闘いの中で、自らの私的利害のための「会館の二十四時間開放」という主張に対し、五月連休前、大衆的実力闘争によるセンター実力占拠——城闘争をもつて実践的にこたえました。彼ら一部分裂グループの主張する「会館の自主管理」なるものは、この闘いと成果を掘り崩し、彼らと「ゴロマキグループ」ら、一部の者による会館の占有になる結果は、火を見るより明らかです。

私たちは彼らのよこしまな策動を絶対にゆるさず、必ず、彼らによる会館の不当占拠を解く決意です。

(四) 私たちは、なによりも権力の規制・弾圧と、「新生山谷争議団」を名乗る一部分裂グループによる非道の暴力のために、玉姫公園はもちろん、必要な物資が保管されている会館にさえ近づくことが阻まれた現在、城北福祉センター前を実力占拠し、越年闘争に突入しています。さまざま意味で厳しい条件下にありながらも、労働者の自立性による活動は例年以上に活気にあふれ、労働者の闘いの新たな可能性を育んでいます。

越冬前段に、ついに踏み込んだ歴史的争議——正田争議の前進と、一月中旬、東京都による新宿西口「動く歩道」着工阻止決戦を二大闘争軸二、センター前と新宿西口から撃つて出る決意です。山谷と新宿の、二つの労働者拠点を深くつなぎ、全部の野宿労働者との結合をかちとります。

最も矛盾をしわ寄せされ、野宿することすら否定されている野宿労働者の実力決起を中心に、日雇労働者全体が結びついていくことが、競争と分断を突破して支配の強まりと日雇労働者使い捨てに反撃していく重要な鍵だと、私たちは考えています。

越年闘争から越冬後段の闘いを通して、一部分裂グループの敵対一闘争破壊ゆるさず、歴史を画する日雇労働者の総決起を実現しよう。

日雇全協の呼びかけに答え、一月一四日、佐藤満夫さん虐殺——一力年弾効！ 山岡強一さん虐殺——〇力年弾効！ 金町一家解体！ 日雇全協総決起集会に結集しよう。

## 日本刀をぶんどうたぞ！

暴力支配の象徴  
全職全支店と反失業闘争を

日本刀をぶんどうたぞ！

暴力支配の象徴  
全職全支店と反失業闘争を

日本刀をぶんどうたぞ！

暴力支配の象徴  
全職全支店と反失業闘争を

日本刀をぶんどうたぞ！

入り、仰天するオヤジ、正田実、をすくさま中庭に引きずり出して追及を開始した。上野には、集団リソーチャンが日暮茶飯のこのタコ部屋から一日三〇〇円だけ渡される金を貯めてスキを見て、命からがら逃げてきたという労働者が何人もいる。その仲間たちが、金を払って帰れないことでもやないと言えないと思つた。この外道業者に対して、やりかえしがかないこと決してしたことからこの争議が手されると、

10人以上のヤクザやチンピラがボランティアとして武装してトンコ番をするといふが、う闘場に乗り込むため、山谷争議団、反失業、新宿連絡会では全国の仲間に呼びかけ、「1月14日、百人を超える大部队、新宿西口に集結、並びに駅構内、大型バス『勝利号』はじめ車、3台に乗つて飯場に向かった。」

旗竿の部隊先頭に「聖闘士星矢」が新宿西口に集結、並びに駅構内、大型バス『勝利号』はじめ車、3台に乗つて飯場に向かった。

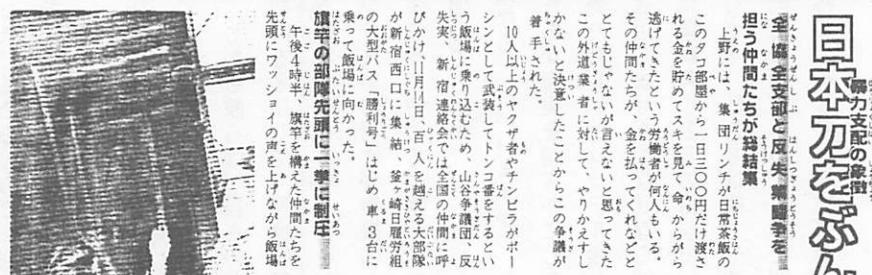
いいはうで、トンコしようとした仲間が捕ま半殺しにされるのを誰もが見ていよいよ、上野の仲間の、日本刀をちらつかされていたといふ諭言を裏づけるよした。うまく説けることができればまだ

うに飯場内から機械搬入本日のゴルフクラブがつづきに登場され、オヤジに対する追及のさなか、現場は

から帰ってきたボーリングたちが機子に気付いていたり、乗つて来た労働者が入口を固めていたり、を許さないボーリング連中は逆に取り組まれて暴力支配の実態を

1月3日ビラ

# 刑務所飯場・正田建設を100人で完全制圧



全国日雇労働組合協議会(日雇全協)  
**山谷争議団**

山谷と新宿をつなぐ  
反失業闘争実行委(準)

新宿連絡会

新宿労働者生活費労働保護の会

〒111 台東区日本堤1-25-11 1995/11/18

TEL 03(3876)7073 / FAX 03(3876)1869

# 十月一日、新宿連絡会による 東京都への申し入れ

## 申し入れ書

東京都企画審議室室長 殿

私たちとは、八月二十五日、知事室秘書課を通じての青島知事に対する文書による申し入れ、八月三十一日の企画審議室調整担当課長との非公式の会見、・及び、九月五日「都政を語る会」での口頭での青島知事に対する要請、および九月八日、東京都第三建設事務所への文書による申し入れを行ない、一般マスコミ等でも報道され話題となっている新宿西口地下道四号街路に設置予定の「動く歩道」一建設についての意見を新宿野宿労働者を代表する立場から申し述べて来た。しかし、いずれもこの問題について東京都側は「工事計画はまだ決まっていない」を繰り返すばかりで、私たちに情報すらも提供しようともせず、又、公式の発表も行なおうともしない。

が、私たちが独自に調査した結果、この「動く歩道」をめぐる問題は建設局の手を離れ、副知事、そして貴企画審議室を筆頭にした全府的な課題として、現在論議されていると聞く。

私たちは東京都側が工事区域内で野宿生活をしている当事者及び、その当事者が多く所属している団体に対し、何等誠意ある対応をとらない現状を憂慮し、再度、この問題の統括責任者である貴企画審議室長宛てに工事に関する私たちの見解と要望を明らかにする。

すみやかに本申し入れの趣旨にそつて誠意ある回答を行なうよう望む。

一、四号街路「動く歩道」一建設予定地、とりわけ現在封鎖されていない北側通路には百件以上のダンボールハウス（まさに仮設の家である）が立ち並び、多くの野宿を強いられた人々がそこで生活を営んでいる。「不法占拠」などという仰々しいものではなく、柱と植木の影にわずかばかりの家財道具が置け、体が横たわる程度の大きさにダンボールを組み立て、通行人の妨害にはならないよう、通路を閉鎖しないよう気をつけながら、つましく、かつ秩序正しく生活しているのである。ある者は、そこから現金仕事を探しに行き、ある者はそこから病院に通院し、ある者は疲れた体を横たえ、またある者は高齢の仲間の面倒を見と、それぞれの事情の異なる人々が、それぞれの生活をそこを拠点に営むと同時に、同じ境遇の仲間として、コミュニティを作り、お互い助けあいながら生きている場所である。この一年間、この場所からは一人の病死者も出

していない。通行人（主に都庁職員）が投げ捨てる吸い殻すらここで生活する野宿者が掃除をするなど、環境面や衛生面に関しては一定程度秩序が保持されていることは、この通路の管理を委託されている警備員や清掃会社の社員に聞けばよく分かることである。野宿を強いられた者が、同じ境遇の人々と協力しあい、野宿生活を支えあい、「自立」をめざしていく共同生活空間（コミュニティ）。これが、四号街路タンボール長屋の性格である。事実、この空間を利用しながら、多くの仲間が職につき、ないしは生活保護を獲得し、野宿生活を脱して行つた。周知の通り、野宿生活は身体的にも又、精神衛生的にも極めて過酷な生活形態である。しかも、新宿での野宿者平均年齢は五十三才と高齢化を辿つており、生

活形態での工夫、また相互扶助がない所では野宿生活を脱する所が、その生命まで奪われる危険性を有している。行政施策が整わない中で、

野宿者がその生命の防衛、そして「自立」への意思を共同でそして、自然発生的に培ってきたものこそが4号街路ダンボール長屋の共同生活空洞なのである。

国連人権委員会が何ゆえ「強制立ち退きに関する決議」（一九九三・七七号）で「コミュニティからの強制立ち退き」を禁止しているかといえば、上記のように、行政施策が行き届かず、最低限度の以下の生活を含まざるを得ない人々は、貧困からの抵抗手段として、自ら結束していくこと、コミュニティを形成していくことしか出来ないからであり、またそれが、人間としての権利として国連においては認められているからである。コミュニティは貧困者の絆であり、生命線であるからこそ、無理やりそれを破壊したり、無理やりそこから立ち退きをすることのないよう諷諭われているのである。

都内三千三百名といわれている各地の野宿者生活空間の中、唯一、秩序だち「自立」への自助努力の道を形成しようとしているコミュニティを破壊することが、今日の野宿者全員の未来にとってどれだけの絶望を与えててしまうことになるのか、行政施策が整い、我々の「自立」への道が開けているのならまだしも、遅々として具体的、根本的な施策が提起されない現状の中にあって、意識ある野宿者が自らの力で作り得た先進的なコミュニティを破壊するなど、これは、野宿者対策の今後の動向に大きくマイナス面として刻印されるであろう。

貴企画審議室は自分の部署でまとめた報告書（新たな都市問題と対応の方同一「路上生活」をめぐつて）とりわけ欧米の「ホームレス対策」の実績をよく勉強すべきである。行政のなすべき事は、自立を支援することであり、当事者の自発性を積極的に伸ばす事である。すでに意識ある当事者が自らの力でコミュニティを形成している時に、それを支援せ

ず、破壊する工事を無闇に着工するなど、先進国中では例がない行為である。

東京都が進めようとしている4号街路の「動く歩道」建設は、新宿野宿者のコミュニティを無面に破壊する行為であり、野宿者対策の民主主義的な解決の道を自ら閉ざすことである。」の事をまずは認識されたし。

一、その上で、我々はこの現在進められている工事計画（年度内着工計画）の白紙撤回を要求する。理由は、九月八日東京都第三建設事務所所長宛てに提出した申し入れ書に述べてあるので、重複はしない。

一、尚、撤去問題中の、道路法の解釈について上記申し入れ書提出時に都第三建設事務所副所長と意見の相違があつたので、この点について我々の見解を明らかにしておく。貴東京都の4号街路管理責任者は、我々の生活形態について道路法四十三条二項に抵触する違法行為であると認識している。その上で道路法四十二条に基づく道路管理権をもつて「路上廃材撤去作業はこれからも行なう」と強弁している。が、この副所長発言の「路上廃材撤去作業」とは、道路法四十四条の二（違法放置物件に対する措置）を法的根拠として発言されたものと思われる。曰く、「撤去の際、警告は行なう」「除去したものは保管するから問題がない」等々。しかし、この法解釈は決定的に誤りである。そもそも法四十四条の二は、法七十一条では交通に危険をおよぼしている場合、可及的すみやかに物件の除去が出来ない実情を鑑み、七十一条第一項、及び四項の規定の特則として追加された条文である。故に、法四十四条の二の措置を取る場合においては、厳格な要件が必要となる。すなわち①「違法放置物件」である

「」と「②道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼしていると認められる場合」要するに、緊急に除去しなければかなりの交通の危険があると認められる場合③違法放置物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができない」と。この二点の要件が当てはまらなければ法四十四条の二の措置は適用できないとされている。（「道路法解説」道路法令研究会編）

これを我々の現状に当てはめてみよう。①は法解釈としては異論のない所である。しかし②は、道路管理者が一年半以上にわたり、我々の現状について、個々の「違法行為」については一回も警告していない現実を考えた場合、緊急に排除しなければ交通に危険がある事態であるとはどうてい考えられない。更に③は決定的である。我々は物件の占有場所に寝泊まりしているのである。このことからも安易に氏名、一圧所は知る事は出来る。知ることが出来ないと言うのであるなら、それこそ管理能力ゼロと言わざるを得ない。このように、法四十四条の二の措置が我々に適用される要件はまったくない。第三建設事務所副所長の法解釈はまったくの恣意的な解釈にしかすぎない。もし、今後、従来と同様に「路上廃材撤去作業」を行なうような事があれば、それは全くの違法行為と我々は断罪せざるを得ないし、この件については法的な手段の行使も辞さない。

それならどうすれば良いのかと言えば、法七十七条第一項一の規定に基づき、監督処分として、工作物の除去と現状回復の措置命令を行ない、一定期間の間に、この措置命令の義務を履行しない者に対しては、行政代執行法に基づき、代執行をなすべき戒告を発し、一定期間の間にそれでも立ち退きを拒否する場合は、代執行の通知を発し代執行を実施すればよいのである。当然、被命令者には行政不服審査法により意義申立てを

する権利があるし、弁明する機会も与えられる。悪質な場合は法百条の規定による刑事告発する事も出来る。

これほどの、民主的な法整備がされているにもかかわらず、何ゆえ、貴道路管理者は法の恣意的な拡大解釈をもつて、我々に対する「路上廃材撤去作業」を行なおうとするのか？我々は全く理解できない。我々をゴミ扱いしていると我々が主張するのは、こういう事なのである。一つの行政処分には、とりわけ私権にかかる行政処分は被処分者に対する異議申し立て権を設けている。これは法的な常識であり、これが民主主義的な法制度というものである。しかし、貴東京都が今まで行なってきたことは、我々の占有物を放置ゴミと一方的に断定し、占有者に弁解の機会、意義申立の機会すら奪つて廃棄する事でしかなかつた。違法行為もはなはだしい行為である。が、我々は八月二十五日付青島知事への申し入れ書に記したように、かつてのことまで責め立ては、しない。我々が望んでいるのは、今後、市民権をもつた人間として我々を扱つてほしいということだけである。

もし、工事をするのであつたとしても「路上廃材撤去作業」という違法行為で我々を強制的に立ち退かせるようなまねだけ避けるよう、切に要望する。

一、また、今冬の「越冬対策」の悪利用計画について一言苦言を提示しておきたい。貴企画審議室および福祉局は、今冬の冬季臨時宿泊施設の増員をもつて、工事の着工とバーチャーしていく意向であると聞く。問題の稚拙な解決策はろくな事にならない事は、昨冬の『なぎさ寮』での二名の労働者の死亡問題で懲りておこう。言っておこう、冬季臨時

宿泊施設定数増員でのバーチャルなどの問題では通用はしない。全員に生活保護を適用し、施設内で職業訓練をし再就職先の斡旋をするというのなら、まだ話は分かる（勿論、当事者との話し合いが前提だが）。が、それもしないで法外援助で収容した所で、収容された人々は野宿生活を脱せられるのか？昨年度のチャチな実績をよく調べておくがいい。法外収容された人々は、施設満了と同時に、また同じ野宿生活を余儀なくされている。しかも今度は新宿に帰った所で安心して泊まれる場所がない。

結局の所、追い出しをかけて、後の責任は取らない、まさしく一昨年度の一・一七事件の二の舞である。しかも今度は新宿区だけじゃなく、都内各所の福祉事務所に迷惑をかける事になる。大田区がヘソを曲げたら「路上生活者対策」はおろか、山谷対策すら崩壊する事は目に見えているだろう。自区内処理も出来ずに野宿者をたらいまわしにする対策は、特別区側の反発しか返つてこない。それが嫌なら都民広場にでもプレハブ施設や仮設住宅でも作つたらいい。自己努力をして始めて、都区の協調が生まれる事を東京都はもつと認識すべきである。

「ホームレスに暖かい冬を」という欺瞞は、すでに一昨年度、昨年度の「越冬対策」のズサンさで社会的に暴露され切つていいし、当事者の間でも広く知れわたっている。追い出しを糊塗するための冬季臨時宿泊施設など誰が入所するというのだ？新宿以外の野宿者ならいざ知らず、新宿の野宿者はそんなケチで見え見えの対策など誰一人協力などはしない。貴企画審議室はこのような取つてつけたような対策（対策という代物でもない！）でこの問題の隠蔽を計るのは金輪際止めよ。公約違反と騒がれている青島知事の顔に更に泥を塗る行為である。

冬季臨時宿泊事業は工事問題とリンクさせず、従前通り行うよう要求

する。越冬対策事業の内容問題、改善要求については別途、貴企画審議室に申し入れる。が、もし、工事問題と越冬対策をリンクさせるような事があれば、我々は、越冬対策事業そのものへの根底的な批判を加えるとともに、施設管理運営者、並びに、施設入所責任者（各区福祉事務所）を同罪とみなし、これへの抗議行動を容赦なく加えるだらうことも付け加えておく。

一、そして、当面の工事計画（年度内着工計画）を白紙撤回した上で、我々は以下の事を要求する。

- ① 「動く歩道」設置工事に関して公開性の公聴会を開催し、工事区域内に住む、当該野宿者、及び当該野宿者が所属する団体はもちろん、広く都民の意見を聴取すると同時に、工事計画の情報を逐一都民に情報公開すること。
- ② この公聴会の意見、および、都民からの広い意見をもとに、住民参加型の工事計画を練り直すこと。
- ③ この前提の上にたち、工事区域内に居住する個々の野宿者のかかえている諸問題の解決に向け、当事者及び、当事者団体の意見を参考にしながら具体的な対策案を提示する事。
- ④ 同時に野宿者総体の問題での具体的な施策を「都区検討会」を軸に取りまとめ、施策の前進を計ること。
- ⑤ 現在閉鎖されている南側部分のみの片側着工とする場合、北側部分の箇所についてだけ、上記事項は適用する。

以上。

一九九五年十月二日

新宿連絡会（新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議）

二〇〇人収容を予定しながら七九人の入所にとどまった芝浦収容所は、就労対策の成果を喧伝しながら三月二二日閉鎖された。強制撤去対策施設としての欺瞞性は、欺瞞を隠蔽するためにおこなわれた就労対策の、建設局のルートでかき集めたと思われる求人業者の大多数が違法の建設業人夫出しという実態に明らかになっている。

## 芝園橋職安から芝浦収容所への求人内容調査結果

都は、芝浦収容所の収容者79名中59名が就労したと発表した。しかし、うち19名は自力で仕事を探したのであり、都の紹介で就労した実数は40名となる。既に少なからぬ労働者が新宿に帰ってきている。その証言と調査で、芝浦収容所の就労対策の実態を明らかにする。

芝園橋職安の求人票の内容（建設関係のみ記載した）

賃金	保険	求人数	宿舎等	備考
1 基本給 25万～37万8千円 日額 昼10000円 夜12750円	無	20名	宿舎について記載なし	
2 ?	無	15名		
3 日額9000円	無	10名	宿舎について記載なし	駅手配業者（証言3）
4 基26万円 日11000円	無	住込10名	宿舎・食事(3食)無料	証言1
5 ?	無	10名		
6 基本給20万～26万2000円 日額8000～10500円	無	住込5名 通5名	宿舎について記載なし	証言4
7 基本給18万～30万円 日額8000～15000円	無	5名	宿舎について記載なし	残業1時間1000円と記載 (労基法違反)
8 ?	無	5名		宿舎の窓は目張りして見え ないようにしてある。隙間 から覗くと中は2段ベッド がびっしり
9 ?	無	5名	住宅応相談	
10 基本給22万～24万	無	2名	借上アパート有(自己負担)	駅手配業者（証言2）
11 基本給184000～345000円 日額8000～15000円	無	2名	宿舎について記載なし	
12 日額8000～10000円				
13 日額10500円				
14 11000～13000円×23日				
15 8000～10000円×24日				
16 日額6500～7500円				
17 8000～8500円×23日				
18 8000円×23日				
19 日額10000～15000円				

他に、他業種で4社の求人があった。そのなかで「飼料関係」の業者は日額5000円、月12万円と都の最低賃金以下であった。

### 証言1 2月16日新宿

- 車に乗せられて、仲間3人と面接に行った。
- だけど、職安で紹介されたデズラ(給料)とは実際は違うし、どんな宿舎なのかと思ったら宿舎そのものがない。
- 新聞には4人が就職したと書いてあったけどそのうち3人は俺たち。
- 業者には土産物を持って行くくせに俺たちには昼飯抜き。帰ったら喰わせてやるというが、帰りは4時過ぎですぐ晩飯の時間。頭にきて文句をいってやった。

・最後には代表者だかなんだか知らないがエンコツメした『コワモテ』が出てきた。とてもじゃないが就職なんかできない。

### 証言2 芝浦収容所前

- 芝園橋職安で紹介されて面接に行った。なぜかわからないが会社近くの酒屋の倉庫で面接された。
- 賃金などが問題ではなく、社長が「上野駅手配をしている」と言ったのでビックリして帰ってきた。
- もう都の紹介する業者には行かない。自分で探しかない。

都の紹介した建設業者（われわれが把握している19業者）のなかで〈雇用保険〉×〈健康保険〉×〈厚生保険〉×〈年金〉×〈退職金〉等のある業者は1社たりともない。何年、何十年働くが退職金もなく、失業保険もなく、病気になっても医者にもかかれない。年金など別世界のこと。これがまかり通っている。建設業界は自浄努力もせず、労働行政は法的罰則規定がないをいいことに何ひとつ指導もせず、野放しをしている。今回の都の紹介業者も御多分に漏れず無保険の違反業者が大手をふるっており、無権利労働がつらぬかれている。

そもそも今回の求人はすべて、常用労働者として雇用するのか日雇・臨時労働者として雇用するのか曖昧にしている。無保険では「常用」とは口が裂けても言えないだろうし、日雇であれば日雇用保険が前提となるため雇用形態に言及できなかったというのが実情

だろう。

そこからは「就職」したが「就労」すら保障されない無権利状態がはびこる。基本給の提示すらせず、日額しか提示されないことがその実情を示す。

野宿労働者が急増する原因は、なによりも労働実態一労働条件と、労働行政による労務政策にある。

労働行政（職安）では、バブル崩壊以降、年令制限求人が当たり前になっている。50才あるいは55才以下という制限をしている。労働行政が50代以上の中高年労働者から就労の機会を奪っている。

1960年代から働いてきた労働者は、退職金も、失業保険ももらえず簡単に放り出され、就労の機会を奪われ、野宿に追い込まれる。

65才以上、あるいは病気の11名は野宿に追いやらず生活保護を適用して施設に入れると発表された。しかし考えてみてほしいのは、なぜ65才以上になって、あるいは病気になって野宿していたのかということである。

そもそも生活保護法には年令制限はない。生活に現に困窮している者にはおしなべて適用できるし、それが福祉行政の社会的義務だ。だが23区内の福祉事務所は、厚生省や都の福祉局の指導のもとで「居住保護は65才以上しか適用しない」という窗口指導をしている。労働から排除される50才以上で、福祉行政から排除される65才以下の労働者は野宿せざるをえなくなる。

福祉行政は73年オイルショック以降、生活保護を適用せず安上がりな「法外保護」を増やし続けている。

法外保護とは法律に基づかない「恩恵」であり、短

期間の施設収容と、乾パン、カップ麺、食パンなどの「給食」を中心の施策である。生活保護が適用されず、隔離・収容を短期間適用され、また野宿に叩き出される。これが都の言う「福祉」の実態に他ならない。

こうして、この越冬期、二十数名が新宿で行路病死=野垂れ死を強いられた。

65才を越える高齢者6名、病気の人5名、こうした人々が野宿していた現実を恥じることもなく発表する都の厚顔無恥は許しがたい。

1月24日の叩き出しは、野宿労働者の排除と野垂れ死にを強権的におしそうめる都の姿勢をあらわにした。そして芝浦収容所開設も、その実態は大量に野宿労働者を作り出す労働行政・福祉行政の本質を示すものである。



芝浦収容所全景。唯一の出入口である写真右側の橋は有刺鉄線つきの門で厳重に警備されている

# 野宿労働者をクイモノにして肥え太ろうとする やまで企業組合を許さんぞ！

## やまで企業組合の芝浦・臨時保護施設運営受託を糾弾する！

南池袋・東池袋にお住まいのみなさん、私たちは新宿や山谷で野宿を強いられている労働者とその支援者の団体です。

野宿を強いられる人が増えています

九〇年來の不況のなか、経済は低迷を続けており、野宿に追い込まれる下層・日雇いの労働者が激増しています。

東京都の調査でも、その数は都内に三三〇〇人以上といっています。これら労働者の平均年令は約四五才。過半数が日雇いの仕事に従事していた人、他の職種の人も住み込みなどであつたため、失業と同時に住む場所を失っています。

東京都は九四年二月、新宿で野宿させられている人々に一斉の追い出しをかけました。地下通路から追いだされた人の一部は、臨時の宿泊施設に二週間だけ泊まることができましたが、大部分の人は何の保障もありませんでした。それ以来私たちは、追い出しではなく、野宿せざるをえない労働者の生活と就労の保障を求めて、東京都に宿労働者の追い出し事業を中止しました。

九五年の夏、東京都が新宿駅西口地下通路に「働く歩道」の設置を計画していることが明らかになりました。一三億円もの税金を使って「働く歩道」



「やまで企業組合」のしていること

この芝浦の施設の運営を引き受けたのが「中高年事業団やまで企業組合」（南池袋四ノ一八ノ九）です。やまで企業組合は、公園緑地清掃・建物清掃等の清掃事業を主たる事業として発足

を建設する意義はほとんどありません。これは新宿駅西口と都庁を結ぶ地下通路からの野宿者の追い出しなのです。

このため東京都は港区芝浦にブレハブの臨時保護施設を建てました。定員は二〇〇人で期間は三月中旬までです。

が、この施設にかかる費用が約二億円。施設では「就労指導」をするといま

すが、内容は求人雑誌を置いたりする程度のものです。

地元のことじらの反対を  
おしきって開設さるる  
芝浦の施設

九四年七月には、台東区福祉事務所

と契約を結び、企業組合の本事務所

に「緊急宿泊施設やまで寮」を開設

しました。日雇労働者の街・山谷にも

この五年来、野宿を強いられる労働者

が増えています。日雇労働者の主な職

種である建築・土木産業のリストラ

合理化が原因です。日本の建築・土

木産業は他の国や産業にはみられない

重層的な下請け構造をもつていますが、

その末端で、山谷などの寄せ場や駅の

手配により飯場から飯場を点々として

働いてきた労働者が、五〇才以上とな

ると仕事に駆けなくなり、野宿を余儀

なくされてしまうのです。

こういう状況で、山谷・上野・浅草

で野宿している高齢の労働者は生活

保護を申請する人が増え、台東福祉が

住所のない受給者の収容先を探したと

ころ、やまで企業組合が名乗りをあげ

たのでした。台東区の福祉事務所は、

こうした受給者を「一時保護」という

扱いにし、生活費などは一切渡さずに

現物支給とし、門限が五時とされる緊

急宿泊施設に入所させています。

この芝浦の施設の運営を引き受けたのが「中高年事業団やまで企業組合」（南池袋四ノ一八ノ九）です。やまで企業組合は、公園緑地清掃・建物清掃等の清掃事業を主たる事業として発足

した企業組合ですが、八五年、現行の

中高年事業団やまで企業組合に改組、

中高年齢者の社会福祉に関する事業の

調査、研究および施設の受託・運営等

も行うようになりました（同組合経歴

書による）。東京都山谷対策本部が行

ます。

う「山谷越年・越冬対策事業」の越年

時の臨時収容施設の運営も受託してい

ます。

九四年七月には、台東区福祉事務所

と契約を結び、企業組合の本事務所

に「緊急宿泊施設やまで寮」を開設

しました。日雇労働者の街・山谷にも

この五年来、野宿を強いられる労働者

が増えています。日雇労働者の主な職

種である建築・土木産業のリストラ

合理化が原因です。日本の建築・土

木産業は他の国や産業にはみられない

重層的な下請け構造をもつていますが、

その末端で、山谷などの寄せ場や駅の

手配により飯場から飯場を点々として

働いてきた労働者が、五〇才以上とな

ると仕事に駆けなくなり、野宿を余儀

なくされてしまうのです。

こういう状況で、山谷・上野・浅草

で野宿している高齢の労働者は生活

保護を申請する人が増え、台東福祉が

住所のない受給者の収容先を探したと

ころ、やまで企業組合が名乗りをあげ

たのでした。台東区の福祉事務所は、

こうした受給者を「一時保護」という

扱いにし、生活費などは一切渡さずに

現物支給とし、門限が五時とされる緊

急宿泊施設に入所させています。

本来住所のない人が生活保護を受給

する際には、更生施設などが使われる

のですが、これらの施設は年中一杯だ

とされ、やまで寮のような施設の利用

を増やし、行政は一時しきの政策を

重ねてきているのです。やまで寮など

は本来やまで企業組合が貸事務所用に

建てた建物で、住居用のものではありません

ません。一階は駐車場であったのを壁

で囲つて、コンクリートの床のまま食

堂・テレビ室にしていました。

いつの時代も資本を使い捨てにされ

た日雇労働者を食物にする病院やさま

ざまな施設を運営する法人があつたの

ですが、やまで企業組合も野宿を強

いる労働者の日雇労働者が激増するこ

とされ、やまで寮の日雇労働者が激増するこ

とに重なるのです。

この時代に、福祉の名にも値しない施設

を運営して、露骨に儲け主義を貫いて

います。

去る一月一日、当事者の声を無視

して東京都と結託して芝浦の施設を運

営しようとしているやまで企業組合に

対して、運営から手を引くように要請

しに行つた三〇名の労働者に対して、

やまで企業組合の専務理事池水氏は、「

バカラヤー」などの暴言を吐きました。

こうしたやまで企業組合の体質は、施

設をめぐつてさまざまな人に不利益を

もたらしています。

私たちもやまで企業組合に対しても今

後も追求をしていきます。

どうか地域のみなさんの理解を

をお願いいたします。

新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議

連絡先：東京都台東区日本堤1-25-11 山谷労働者福社会館 気付

山谷と新宿をつらぬく反失業闘争実行委員会（準備会）

03(3876)7073 FAX(3876)1869

資料

## 生活保護を受給する労働者への取り組み

山谷で生活保護を受給する労働者に配附している「かわらばん」。  
生活保護受給者の交流会、入院・入寮している仲間への面会活動  
がつづけられている。

# かわらばん

No. 10

96.1.29

（発行）山谷と新宿をつなぐ失業斗争  
（運営）山谷労働者福祉会館 貸付 03(3876)7073

（主催）実行委員会（準）

## 寮に入っている仲間へ

寮の具合はどうだろう？

本の居場所、周りの仲間や職員との関係

は、うまくいっているだろうか？

やつていいは、むずかしいと思う。腹が立って、

出たくなることもあると思う。そんな時は、すぐ

一人で決りなりで、一言も声をかけてくれ。勝手に

出てしまうと、どんな理由があっても、こっちが悪い

ことは、されてしまう。不満があったり、困ったこと

があれば、きちんと福祉の担当と話をしよう。

最近ある寮では、きちんと担当と話を出来ないま

ままで、さうなり出されたという仲間が何人もいるよ

うだ。出される理由が、年齢が年少で、

をちゃんと担当に話をしよう。

誤解はきちんと解く

てくれ。

上野から来て、山谷を知らない仲間でも、や保

護に打ってうまく暮らしていま

い仲間が案内するぞ。

他にも色々な問題があると思う。

面会に行っ

た時には、せひ、気軽に出て来て、寮の中であ

様子を話してくれ。周りの仲間にも声をかけ

寮でうまくやっていても、たぶん一番不安なのは、寮を出でから、二回だと思う。

特に潮見寮は三月末で出されてしまう。

高令の仲間、またきちんと体が治つていないう仲間は、ちゃんと保護を継続させよう。

寮に長くいる高令の仲間は、早くドヤにしてもらおう。切り替えて毎週、福祉に行っていてもなかなか話が進まないという仲間は、月曜日に外出して福祉に来て、月曜は、応援の仲間が来て、そこで担当を呼び出で一緒にかけ合おう。

みんな仲間は、せひ声をかけてくれ。山谷のことくわい仲間が案内するぞ。





## 1995-96山谷・新宿越冬闘争総括報告集

編集発行 全国日雇労働組合協議会山谷争議団  
山谷と新宿をつらぬく反失業闘争実行委員会(準備会)

連絡先(反失実)

東京都台東区日本堤1-25-11 山谷労働者福祉会館 気付  
電話 03(3876)7073 ファックス 03(3876)1869

1996年6月25日発行

500円